

学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル

(令和2年4月30日版)

1. 医療機関で新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合の対応

教職員は職員係（内線 **5209**）に、学生は学生支援課（内線 **5245**）または保健管理センター（内線 **5266**）に、留学生は国際交流室（内線 **5262**）に電話で速やかに報告する。夜間、休日の場合は（休日担当電話（警備員室）Tel **27-5226**）に連絡する。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合や検疫法に規定する停留の対象となった場合等も、同様に報告する。

2. 教職員・学生から連絡を受けた後の対応

(1) 新型コロナウイルス感染報告書

担当者は「**新型コロナウイルス感染報告書（別紙1）**」（以下「感染報告書」という。）をメール送付あるいはホームページからダウンロードしてもらうなどして、報告者（以下、「患者」という。）に記載、提出を依頼する。

(2) 記載、提出が困難な場合の対応

可能であれば担当者が感染報告書に沿って聞き取り、記載する。

(3) 危機対策本部への報告

担当者は、患者の届出があった場合は危機対策本部（リスクマネジメント担当）に速やかに報告する。

3. 患者本人からの連絡の前に保健所から連絡が来た場合の対応

(1) 感染報告書

担当者は保健所に聴取可能な可否について確認をして、可の場合は本人に感染報告書を送付して調査する。

※ 指定医療機関に入院していても、病状が安定していれば調査可能な場合があるためできるだけ本人から聞き取りをする。

(2) 危機対策本部への報告

担当者は、感染報告書の提出を受けた後速やかに危機対策本部に報告書を提出する。

(3) 危機対策本部の対応

危機対策本部は接触状況の調査を各担当に指示する。

- ・職員係 患者が教職員の場合は、出勤状況を確認する。
- ・教務課 患者が学生の場合は、履修科目を確認し、出席状況については担当教員に確認する。
患者が教員の場合は担当科目を確認する。
- ・学生支援課 患者が学生の場合は、所属サークルについて確認する

4. 濃厚接触者の範囲・リストアップ

(1) 学内における濃厚接触者の範囲

学内における濃厚接触者の範囲は次の通りとするが、病状や保健所からの指示によって変更することもある。

【教職員】

- ・同じ事務室で1時間以上勤務した人
- ・至近距離（2メートル以内）でマスクなしで対面、会話をした人

【学生】

- ・同じ授業に90分1コマ1回以上出席していた人
- ・同じサークルに所属し、屋内で1時間以上一緒に活動した人
- ・至近距離（2メートル以内）でマスクなしで対面、会話をした人

(2) 濃厚接触者のリストアップ

各担当者は、患者の発症2日前から通勤/登校していた日までの間について所属課、担当教員等から聞き取りを行い、「**接触者健康調査表（別紙2）**」に学内の濃厚接触者をリストアップする。

なお、患者のプライバシーには十分配慮し、情報提供に関する同意が得られている場合でも個人情報の共有は限定された範囲にとどめる。

5. 濃厚接触者等への対応・調査

(1) 濃厚接触者

1) 対応

濃厚接触者は、患者と接触した日から14日間自宅待機とする。

2) 調査

① 初回の健康確認

速やかに「**接触者健康調査表（別紙2）**」を用いて電話で実施する。

② 自宅待機期間中の健康観察

【教職員】 毎日の健康状態をメールに「**健康観察表（別紙3）**」を添付し、保健管理センターに報告する。メールによる報告ができない場合は、電話等により報告する。

【学生】 manaba のアンケートに毎日の健康状態を記入し報告する。

(2) 濃厚接触者以外の接触者

1) 症状がない場合

体調を自己管理しながら新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状がない場合は出勤/登校は可とする。

2) 症状が出現した場合 出勤/登校せずに自宅待機し、速やかに職員係、学生支援課、国際交流室又は保健管理センターに報告する。

6. 学内で感染者が発生した時の対応（環境消毒）

学内で感染者が発生した場合は環境消毒を実施する。

(1) 対象範囲と実施事項

感染者が滞在したエリアの換気を実施。

感染者が触れたと考えられる部位をアルコールまたは次亜塩素酸Na（0.05%）を用いて消毒。消毒を実施する人はマスク（サージカルマスク）、保護メガネ（フェイスシールド、ゴーグル）、手袋、ガウンを使用する。

感染者が使用したトイレの便座、水道の蛇口も消毒する。

※必要に応じて専門業者に依頼する。

(2) 対象時期

感染者が「感染可能期間」に滞在，利用した部位の消毒を実施する。

感染可能期間：発症 2 日前から隔離開始までの間（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 令和 2 年 4 月 20 日版）

(3) エリアの閉鎖

環境消毒が終了するまではそのエリアを閉鎖する。

(4) 札幌サテライトの対応について

札幌サテライトはエレベーター，トイレなど感染者が使用する共有部分があるため，感染拡大防止の観点からビルの管理者に速やかに感染者発生の報告をする。

以上